

|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回覧サイン欄 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

2022（令和4）年9月10日



くるめ木町内会会長 栗栖和子  
電話 082-229-3695

## くるめ木町内会9月総会

あいさつ

7月に全ご家庭からアンケートにより「町内会運営方法」について、貴重なご意見を沢山頂戴しましたことに役員一同感謝申し上げます、有難うございました。

頂いたご意見を踏まえてくるめ木町内会規約の改正が必要との判断から、同規約第12条により今月の定例会は総会として開催することとしました。

議題

1、くるめ木町内会の運営方法について（アンケート取りまとめ結果は別紙のとおり【戸別配布】）

アンケート結果について、別紙のとおり取りまとめましたのでフィードバックをさせていただきます。

なお、アンケートを基に今後の役員の推薦方法についてルール作りをすることとしましたので、お知らせすると共にご理解とご了承を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

また、アンケート調査の実施にあたり一部の方から記載内容が他の人に漏れるのでは？とのご心配のお声を頂戴しましたが、個人情報保護法に則りアンケートは個人情報として扱い、取りまとめた後は役員が責任をもって焼却処分と致します。

2、規約の改正について(案)

町内会運営に支障をきたさない為、役員の選出がスムーズに行われることを目的に上記役員推薦ルールを規約に盛り込むこととし、第9条を下記のとおり改正します。

第9条 会長・副会長・会計の任期は2年とし、監査・班長・顧問・相談役の任期は1年とし、再選は妨げない。

なお、補充による役員等は前任者の任期の残任期間とする。また、役員等の任期満了後も後任者が決定しない場合は、決定するまで引き続きその職務を行うものとする。



下線部分を改正

第9条 会長・副会長・会計の任期は2年とし、監査・班長・顧問・相談役の任期は1年とし、再選は妨げない。

なお、補充による役員等は前任者の任期の残任期間とする。また、役員(会長・副会長・会計)の選出がスムーズに行われるために別紙「役員推薦ルール」を定めます。

3、規約改正の承認について

4月総会同様、コロナ禍で会議が出来ない事と書面審議は煩雑な事務作業となることから、各班長さんは承認されない場合は9月30日までに以下の何れかの方法でご連絡ください。

連絡先 くるめ木町内会会長 栗栖和子

連絡手段 FAXの場合 229-3695

SMSの場合 090-9418-0925(概ね70文字以内)

4、八坂神社の小祭及び子どもみこしは、中止いたします。

## 5、町内からの要望等についての取り組み報告(3 区)

### ①町内消火栓の色表示

町内道路の消火栓について、設置場所が分かり難く消火栓の上に車両等が置いてあると消火時に支障があることから、くるめ木町内 20 数か所の道路の消火栓について、消防署に色表示を要望し、全ヶ所が新しく色表示された。

### ②歩道の改善

昨年、町内にフジ戸坂店が出来て便利になったが、旧デイリーヤマザキからフジ戸坂店までの歩道に段差があり、交通量も増えたことから東区役所に道路舗装の改善を要望した。

### ③児童の通学路安全対策

くるめ木から山崎町へ渡る通学路に児童の安全確保対策として、横断歩道と道路標識の設置を要望し、東区役所と広島県警察本部が協議し設置に向け取り組み中。

### ④ごみ対策

- ・近年所帯数が増加し、1ヶ所でのごみ収集が困難となり、交通にも支障があることから、戸別収集への変更を要望し、許可され7月4日から実施(3区2、3班)
- ・ごみ収集時の飛散防止対策として、ゴミステーションへごみ収集枠の貸与を申請し許可され8月3日から使用開始。(3区13、14班)
- ・町内会で使用していたごみ収集ボックスが老朽化したため、ごみ収集枠の貸与を申請し、8月8日より導入された。
- ・高齢等により、ごみ収集場所へごみの搬入が困難な方に市に戸別収集を申請し許可された。

### ⑤土砂災害対策

5区エリアの2か所(くるめ木第二公園の上と2丁目19-4周辺の山裾)にため池があり、近年の雨による土砂がかなり堆積していて危ないので何とかして欲しい。との要望を受け、お盆ではありましたが8月14日に地元議員の山路広島市議会議員へその旨お伝えし相談したところ、早速に東区役所へ働きかけて頂き、8月24日に東区役所建設部維持管理課近重課長他2名が5区会長同行で現地を視察するという運びとなりました。

結果、くるめ木第二公園上の池は市の管轄で「調整池」といい、現時点では危険状態ではないが予算との関係で可能な限り土砂を撤去したい。秋口から冬にかけて水が枯れる時期に工事をしたい。とのことでした。

もう一方の池は「沈砂池」といい、市の管轄ではなく個人の所有物であるため、地権者への働きかけをしてください。とのことでした。

## 6 その他

- ◆ 来月の定例会は、10月10日(月) 19:00～に開催します。

なお、コロナ禍のため資料の受け渡しのみとなります。

18時以降ご都合の良い時間に受け取りにお出かけください。